

平成 26 年度の町長への報告事項の要旨

中間報告 平成 26 年 4 月 28 日 (月)

中間報告は、葉山町子ども・子育て会議条例第 2 条の規定に基づき、これまで議論した内容について審議会から町長へ報告するものです 1。

1 葉山町子ども・子育て会議条例第 2 条に、「審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。…(省略)…

(4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること」とあります。

審議会では、事務局からの要請により、平成 27 年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）の準備作業を中心に議論を行いました 2。あわせて、次世代育成支援行動計画 3 の点検・評価などを通じて、葉山町の子ども・子育て施策全般についても議論が及びました。

2 平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子どもの子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から本格施行される予定です。全国の市町村では、平成 25 年度・平成 26 年度の 2 年間をかけて、「子ども・子育て支援事業計画」の策定や各種基準を条例等で整備することとなっています。

3 次世代育成支援対策推進法に基づき、地方公共団体が策定する次世代育成支援のための行動計画。前期計画は平成 17 年度～21 年度、後期計画は平成 22 年度～平成 26 年度。

3 子どもの遊びの環境について

(1) 現状と課題

○ 町内には、子どもが気軽に自由に遊びに行ける場所が少ないように感じられます。特に、公園の利便性がよくありません。

○ 町内には、一般公園・児童遊園が 62 ヶ所、都市公園も複数ありますが、①公園の場所そのものがみつけれない、②公園の面積が小さい、③公園の遊具が不足しているなど、実際に子どもが遊び場として利用できるものは少ない状況です。

○ また、公園に限らず、自転車の練習やボール遊びをする広いスペースが少ないことも問題です。子どもたちが近所の人に怒られながら、制約のある中で遊んでいるのが現状です。

(2) 求められる方向性

ア 既存施設の周知 ○ 現在、町内にある公園の場所について、一般町民への情報

提供が足りていないように思われます。現状では、はやまキッズ&ベビーガイド『葉みんぐ』でしか場所を確認することができないため町のホームページなどで広く周知が必要です。

イ 既存施設の見直し ○ 現在の公園の場所、規模、状況を精査して、見直しを行うべき だと思われます。見直しの際は、公園を子どもの遊び場として重 要な存在と位置づけ、現在ある施設について、安全性、有効性、 有用性、利便性などの観点から検討する必要があります。

○ 財政状況に応じて、利用頻度の高い公園について遊具を重点的に整備するなど、極力、利便性を高めるよう努めることが必要です。

ウ 土地開発の際の検討 ○ また、今後に向けて、まちづくり条例などで、土地開発を行う 際に設置される公園について、できるだけ利便性の高い場所や規 模になるような検討を行う必要があると考えられます。現在までに設置された公園をみると、住民目線に立った場所や規模になっていないと思われます。

エ 町有地を活用した遊び場の確保 ○ さらに、町有地を活用するなどして、自転車の練習やボール遊びができる広いスペースが確保できるか検討の必要があります。

4 放課後の居場所づくりについて

(1) 現状と課題

○ 現在、葉山町では両親の就労等による留守家庭児の学童クラブを児童館等で実施しています。

○ 学童クラブが無料であることの利点の一方で、①預かり時間が短い、②おやつが持参である、③学童クラブと児童館に遊びに来ている人との区別がつきにくい、などの課題もあります。これらのことが、学童クラブに子どもを預けている保護者の不安要素の一つとなっています。

○ また、学童クラブの提供場所が児童館に限られているため、留守家庭児であっても児童館から離れた場所に住んでいる人は、安全面や子どもの負担の観点から利用することが難しくなっています。

○ このほか、留守家庭児以外の子どもについても、町内に遊び場 が少ないことで、放課後の過ごし方が制約されている現状が あります。

○ 放課後の学校施設（校庭など）の利用は、一度自宅に帰宅して、再度学校へ来ることが前提となっています。しかし、学校から離れた場所に住んでいる子どもにとっては負担が大きく、子どもの遊びの場の制約につながっています。

(2) 求められる方向性

ア 供給量の拡充 ○ 保育園を利用する子どもが増え、その子たちが小学校へ進学することをふまえると、学童クラブのさらなる体制整備が必要になります。平成 27 年度から施行される新制度では、学童クラブの対象が小学校 3 年生から 6 年生まで拡大されることになっており、まずは全体の供給量を増やす必要があります。

イ 提供場所の見直し ○ また、現行の学童クラブは、児童館から離れたところに住んでいる人にとって利用しづらい点をふまえて、小学校またはその近隣での学童クラブの実施について検討が必要です。小学校に余裕教室などのスペースがあるのであれば、積極的な検討が行われるべきと思われます。

ウ 多様な選択肢の検討 ○ 学童クラブの供給量や実施場所の問題が解決した場合、次のステップとして、保護者の選択肢を増やすことの検討が必要です。有料であってもより高い質を求める保護者のために、現行の学童クラブのほかに、民間団体の活用なども視野に入れた検討が必要と思われます。

エ 全児対象の放課後事業の検討 ○ また、近隣自治体では、留守家庭児だけでなく、全児を対象とした放課後事業が行われています。子どもの遊び場が限られている現状をふまえると、葉山町でもこうした事業を希望する保護者は多いと思われ、必要性などについて検討が必要と思われます。

○ 全児対象の放課後事業の検討の際には、平成 22 年度から平成 23 年度まで葉山小学校で実施された「子どもの放課後の居場所 試行事業」の結果をふまえる必要があります。実施する場合は、①毎日利用でき、②登録や利用に際して簡易な手続で済むこと、が望ましいと思われます。

5 保育・子育て支援等の担い手の確保について

(1) 現状と課題

○ 現在、町内の認可保育所で保育士などの確保が難しくなっています。また、保育ママや託児などについても担い手が見つからない状況が続いています。

○ 平成 25 年 11 月に実施された未就学児童の保護者向けのアンケート調査では、「子育てをする上での不安、困りごと」という問いに対し、「気軽に託児を利用できる場所が少ない」の選択肢を選んだ人が 32.4%となっています。

○ 地域住民が子どもを預かる相互援助活動のファミリー・サポート・センターについても、子どもを預けたい依頼会員は増加傾向にありますが、支援会員として活動できる人は限られている状況です。

○ 総じて、町の子ども・子育て施策を進めるにあたって、担い手不足が深刻になっていると考えられます。

○ また、町内には民間の子育て支援団体が多くありますが、行政との連携の形は委託等にとどまり、住民との協働という観点では積極的な連携は行われていません。

(2) 求められる方向性

ア 町独自の人材確保の検討 ○ 保育士の確保については、国や県で検討が行われ、処遇改善や人材バンクの創設の議論が進められています。看護師や介護師 など他分野での潜在的資格者の掘り起こしの取り組みなどを参考にして、町でも対応可能な取組みがないか検討が必要と思われま

イ 祖父母世代へのアプローチ ○ 地域には、子育てに関心のある祖父母世代も多くいると思われ ます。町で人材の募集・育成を行う場合は、既存の担い手の年齢 層にとらわれず、こうした層へ積極的な呼びかけをしていくこと も重要です。例えば、町内会やシルバー人材センターを通じて意識調査などを行い、どのくらいの意向があるか把握すべきと思われま

ウ 民間の子育て支援団体との連携 ○ 町内の子育て支援団体と連携することで、町の子ども・子育て施策についても相乗的な効果が得られると思われま

6 少数意見

(1) 子どもの遊びの環境について

○ 遊びというのは、場所だけの問題ではありません。遊び方とか 遊ぶ道具とかどうやって子ども同士で関わるとかいろいろ問題 があります。

○ 保育園で行くには、いい公園がたくさんあります。広かったり 散歩できたり、みんなで行ってみんな

で帰ってくるにはいい場所 がたくさんあります。
○ 形を整えることも大切ですが、今ある資源の中で、いかに多様 に、臨機応変に対応していくかを考えていくことも大切です。遊び場所の問題についても、町内にはたくさん遊び場があるのにも かかわらず、遊び場所が少ないといった意見が出るのは、友だちと出会える遊び場がないとか、遊べる遊具がたくさんある公園がないなど、もっと工夫や努力をすればクリアできる問題ではないかと思いま

(2) 放課後の居場所づくりについて

○ (学童クラブを実施している経験から言うと、) 小学校6年生 まで学童クラブをやることの意味がすごくあります。上下の関わりが今の子どもたちにとっても大事だと思います。そうした意味でも、小学校で学童クラブ (または放課後の居場所づくり) を実施してほしいです。

(3) 保育・子育て支援等の担い手の確保について

○ 保育の枠が広がることについては賛成ですが、保育士や栄養士 という担い手が確保できることが第一に必要であり、国がこの点 にどう対応していくかが重要です。「保育士」国家試験の内容緩和や「準保育士」制度の導入など、担い手の確保が必須だと思います。

○ 潜在的な担い手を探すときにどうやって探すかという、今仕事を離れているから、またはもう忘れていてできないなどの 理由があります。講習とか教育を受けられる場があればやってみてもいいという人がたくさんいると思います。

○ 担い手の確保は切実な課題です。保育士の確保 (人数と質の両方からの) は、大学や専門学校だけでなく、中学校や高等学校も 含めた教育機関と具体的な養成システムを立ち上げるくらいの 取組みが必要になると思います。

7 おわりに

○ 今回は、中間報告ということで、審議会の委員が特に重要と考えた3つの課題について中心に報告しました。平成 26 年度末には、最終報告として、子ども・子育て支援新制度の施行をふまえて、保育サービスの充実、需給計画なども含めた報告を行う予定です。

○ 現在、葉山町では若い世代の転入が続き、認可保育所の待機児童数も増加傾向にある14など、ここ数年で町のかたちが変わりつつあります。こうした点をふまえて、町は今後の子ども・子育て 施策を検討していく必要があります。

○ 町長は、平成 25 年、平成 26 年は「子育て」を重点テーマに取り組みを進める方針とのことです15。葉山町の当初予算をみると、平成 25 年度は小児医療費助成の対象者拡大、平成 26 年度は妊婦 健診補助金の増などが盛り込まれており、子育て施策に重点がおかれていることがわかります。

○ 今回の中間報告の内容についても是非ご検討いただき、今後の 取り組みに加味していただけたら幸いです。町長のリーダーシップの下、葉山町の子どものため、スピード感を持った取り組みが なされることを願っております。

14 各年度の4月1日時点でみると、平成 23 年度は 19 人、平成 24 年度は 26 人、平成 25 年度は 30 人。

27年度予算に向けた報告 平成26年11月21日(金)

○ 今回の報告は、平成27年度当初予算編成にあたり、これまで議論した内容の中で、とりわけ新制度の施行準備に重要と思われるものについて、審議会から町長へ報告するものです2。

○ 今回は、大きく次の3つの論点について、報告を行います。(1) 保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について (2) 新制度施行に伴う利用者負担(保育料)の設定について (3) 当面の葉山町の学童クラブのあり方について

○ これらの3つの論点について、次頁以降で、①概要、②対応案、③留意点の観点から、会議の検討状況を具体的に述べていきます。

2 葉山町子ども・子育て会議条例第2条に「審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。…(省略)…(4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること」とあります。平成26年4月には、①子どもの遊び場、②放課後の居場所づくり、③子育ての担い手について、現状の課題と望ましい方向性についてまとめた中間報告を提出しています。

2 保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について

(1) 概要

○ 新制度においては、就労を理由とする保育認定について3、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2つの区分が想定されています4。

○ 「保育標準時間」の就労時間の下限は1ヶ月120時間、「保育短時間」の就労時間の下限は1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとされています5。

○ なお、現行の葉山町の保育所入所における就労時間の下限は、1ヶ月80時間以上です。

3 新制度では、現行の「保育に欠ける」事由(児童福祉法施行令27条)に代えて、「保育の必要性」がある事由にしたがって保育認定が行われます。「保育の必要性」がある事由として、①就労、②妊娠、出産、③保護者の疾病、障害、④同居又は長期入院等している親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれがあること、⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、⑩その他、上記に類する状態として市町村が

認める場合、の 10 事由が定められています。

4 保育必要量は、保育標準時間の場合は 1 日 11 時間まで、保育短時間の場合は 1 日 8 時間までが基本となります。

5 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条第 1 号。

（2）対応案

○ 平成 25 年 11 月に実施した未就学児童の保護者向けアンケート調査の結果では、パート・アルバイトの場合の母親の 1 ヶ月あたりの平均就労時間は約 74 時間、就労を希望している母親の 1 ヶ月あたりの平均就労希望時間は約 70 時間となっており、1 ヶ月あたり 64 時間を上回っている状況です 6。

○ また、現状で町内に待機児童がいる中で、就労時間の下限を大幅に引き下げた場合、待機児童数がさらに増加するという課題もあります 7。

○ こうした状況から、新制度施行時は、1 ヶ月あたりの就労時間の下限を 64 時間に設定することが妥当と思われます。

○ なお、近年、保育ニーズが急速に高まっていることをふまえ、就労時間が 64 時間未満の保育ニーズについても、一時預かりの充実などで早急に対応することが望まれます。

（3）留意点

○ 1 ヶ月あたり何時間働くかは、子育て中の母親にとって大きな選択となります。そのため、今後 5 年間の子ども・子育て支援事業計画の見直し時期にあわせて、就労時間の下限について再度検討する必要があります。

6 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』27 頁、35～36 頁。母親の就労状況（パート・アルバイトの場合）は、1 週あたりの平均就労時間は 18 時間 37 分で、1 月あたりに換算すると約 74 時間となります。母親の就労希望状況（現在就労していない場合）は、1 日平均 5 時間 06 分、週に平均 3.50 日で、1 月あたりに換算すると約 70 時間となります。

7 各年度の 4 月 1 日時点でみると、平成 24 年度は 26 人、平成 25 年度は 30 人、平成 26 年度は 28 人。

3 新制度施行に伴う利用者負担（保育料）の設定について

（1）概要

○ 新制度における教育・保育の利用者負担額は、国の定める基準額を上限として、実施主体である市町村が設定することとされています。

○ 国の示す利用者負担のイメージでは、応能負担の考えを基本として、世帯の所得状況その他の事情をふまえた基準額が示されています⁸。基本的には、教育認定では現行の幼稚園就園奨励費⁹、保育認定では現行の保育料を反映した内容となっています。

○ 新制度の施行準備にあたって、市町村が新たに設定する利用者負担（保育料）は、（１）教育標準時間認定（新制度移行の幼稚園）の保育料（２）保育認定（保育所）の保育標準時間の保育料（３）保育認定（保育所）の保育短時間の保育料の大きく３つです。

（２）対応案

○ 平成 26 年度は国の動向に不確定要素が多く、また短期間での準備となることから、現在の利用者の負担が激変しないことを重視し、現行の利用者負担額をもとに設定することが妥当と思われま

⁸ 平成 26 年 7 月 31 日（木）国子ども・子育て会議（第 17 回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第 21 回）合同会議「資料 2 利用者負担について」。平成 26 年 6 月 4 日（水）子ども・子育て支援新制度地方自治体担当者向け説明会「資料 3 利用者負担について」。

⁹ 現行の幼稚園利用者は、世帯の所得状況に応じて保育料等の一部が減免（補助）される就園奨励費制度があります。葉山町では、文部科学省の定める減免（補助）限度額に加えて、町上乗せの補助があります。

○ 具体的には、（１）教育標準時間認定については、国基準から就園奨励費の町独自成分を差し引いた額に設定する（２）保育認定の保育標準時間については、現行の町の保育料をそのまま採用する（３）保育認定の保育短時間については、保育標準時間の保育料に 98.3%（国の定めた割合）をかけた額に設定することが妥当と思われま

（３）留意点

○ なお、今回の設定方法では、①幼稚園利用者と保育所利用者の負担割合¹⁰や、②保育短時間認定の保育料¹¹について、利用時間数等で比較した場合の不均衡な状態が残っています。

○ そのため、次年度以降、利用者負担の設定について早急な見直しが必要です。なお、見直しの際は、現在利用している保護者に対して、十分な説明や意見聴取の機会を設けることが必要と思われま

¹⁰ 現行の町の保育所保育料は、児童の年齢や所得階層により差がありますが、国

の基準の約7割に設定されており、国基準額との差額を町が追加負担（軽減）しています。これに対して、幼稚園の就園奨励費の町上乗せ分は年間9,000円（1ヶ月あたり750円）となっており、保育所保育料に比べると、利用者にとって少ない額になっています。

11 保育標準時間認定の人が最大1日11時間まで利用できるに対し、保育短時間認定の人は最大1日8時間までの利用となります。国は保育にかかるコストを考慮し、保育短時間認定の利用者負担額を保育標準時間認定の98.3%と設計しています。

4 当面の葉山町の学童クラブのあり方について

(1) 概要

○ 現在、葉山町では、小学校区ごとに児童館等に町直営の学童クラブが設置されていますが、①預かり時間が短い、②おやつが持参である、③児童館との区別がつきにくい（指導員・スペース）などの課題があります。また、児童館から離れた場所に住んでいる人は、安全面や子どもの負担の観点から利用することが難しくなっています。

○ これらの課題を解決し、内容の充実をはかろうとしても、児童館併設という物理的な条件を考慮すると、抜本的なサービスの見直しは難しい状況です。

○ また、新制度の施行準備の観点では、児童福祉法の改正により、①学童クラブの対象が小学校3年生から小学校6年生までに拡大される12、②学童クラブの設置及び運営基準を市町村で条例制定する必要がある13、などの制度改正が予定されています。

○ 町直営の学童クラブは、国の基準を満たすものの、（対象児童を小学校3年生までに制限しても）現行の実施方法ではこれ以上の受入れは難しい状況です。

12 平成24年8月に改正、平成27年4月に施行予定の改正児童福祉法第6条の3では、放課後児童健全育成事業の対象が、「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改められます。

13 改正児童福祉法第34条の8の2。市町村の条例制定にあたっては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」に基づき基準を定めることとされています。

(2) 対応案

○ 現行の町直営の学童クラブのみでは、新制度の施行準備や現行の課題を解決することは困難であり、新しく次の2つの対応策が必要と考えられます。

ア 民間団体の活用と財政的支援 ○ まず、受入れ人数を増やし、保護者の多様な

ニーズに応える ために、学童クラブの設置・運営について、積極的に民間団体の力を活用する必要があります。この際、計画的に供給量を増やすためには、学童クラブを実施する民間団体に対する委託・補助などの財政的な支援が不可欠です 14。担い手が広がることで学童クラブを利用できる人が増えるほか、保護者に対し多様な 選択肢を用意することにつながります 15。

イ 学童クラブの設置場所の見直し ○ また、子どもの安全の観点から、新しく学童クラブを設置する場合は、小学校の敷地内または小学校の近隣で実施することが望ましいです。そのため、小学校の余裕教室など町の公有財産の活用について、これまで以上に積極的な検討が行われるべきと思われます 16。

14 学童クラブの実施方法は市町村によって様々ですが、近隣の横須賀市では、民設民営が基本となっており、各民間学童クラブに補助金が支出されています。

15 町内では、町直営の学童クラブのほかに、民間学童クラブとして、おひさま学童あおぞらと風の子学童クラブの2団体がすでに活動を行っています。保護者の選択肢を広げるため、財政的支援を行う場合は、新設学童クラブだけでなく、これらの既存の学童クラブに対しても同様の支援が必要と思われます。

16 改正児童福祉法第 56 条の7 第2項に、「市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、…（省略）…放課後 児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。」とあります。また、平成 26 年8月に発表された国の「放課後子ども総合プラン」でも、学校施設を徹底活用した実施促進が盛り込まれています。

（3）留意点

○ 当面は、民間学童クラブと町直営の学童クラブが併存することになりますが、町直営の学童クラブについては、引続き現行の課題の解決に取り組む必要があります。これまでの課題の解決をふまえた学童クラブ全体の報告は、別途行う予定です。

○ また、学童クラブを小学校の敷地内で実施する場合は、管理責任を明確にするため、教育委員会や小学校と十分な調整をすることが必要となります。調整の際は、小学校の教育スペース と学童クラブ実施スペースを分離することを基本として、丁寧な議論が必要と思われます。

○ なお、平成 26 年1月に実施した小学生の保護者向けアンケート調査の結果では、「放課後学校に残って遊べるようにしてほしい」「放課後子ども教室を開設してほしい」旨の自由意見が 172 件あり 17、留守家庭児だけでなく、全児童を対象とした放課後事業 18 の実施を希望する保護者が多数いると考えられます。新制度の施行準備の観点では、学童クラブの対応が優先されますが、放課後子ども教室についても、国の動向をふまえ 19、引続き検討 を行う必要があると思われます。

17 『葉山町子ども・子育て支援新制度（放課後児童健全育成事業）に関するアンケート調査報告書』19～21頁。自由意見 948件（実人数 684人）のうち、「放課後学校に残って遊べるようにしてほしい、校庭の開放をしてほしい」が90件、「放課後子ども教室を開設してほしい」が82件となっています。

18 県内市町村の実施例として、横浜市「はまっ子ふれあいスクール」、川崎市「わくわくプラザ」、逗子市「ふれあいスクール」などがあります。

19 平成26年8月に発表された国の「放課後子ども総合プラン」では、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施が盛り込まれています。時間による切り替えを行っている事例として、横浜市の「放課後キッズクラブ」があります。

5 少数意見

前述の3つの論点に関する少数意見を参考に紹介します。

（1）保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について

○ 就労時間の下限が64時間まで下がるのは、大きい一歩です。いきなりフルタイムで働くのは難しいですが、週3回×5時間、週4回×4時間くらいになれば、お母さんが働くきっかけになるし、幅も広がります。

○ 就労時間の下限を48時間に設定しても64時間に設定しても待機児童が出るのなら、48時間まで下げてもよいのではないのでしょうか。今すぐは入れなくても、入口を広げていると示すのも葉山らしさということでよいと思います。

○ お母さんが社会に出ることで出会う喜びがあります。そのために、なるべく申込のハードルを下げたいと思います。

○ 現在、利用可能ないろいろな選択肢はお母さんもみるべきだと思います。1月あたり48時間の就労であれば、幼稚園の預かり保育などでも対応できます。

（2）新制度施行に伴う利用者負担（保育料）の設定について

○ 共働きが増えている中、保育園希望が多いのに、保育料の格差が生じるとさらに幼稚園より保育園に偏ると思います。

○ 保育園に支出する税金を考えると、現在の保育料の設定方法では、幼稚園利用者の理解は得にくいと思います。保育園の保育料が安すぎるから希望者も増えるのではないかと思います。

○ 幼稚園は預かり保育を使う人も多く、実際には基本となる保育料のほかに延長保育料も払っています。保育料の見直しをする際は、そうした面も考慮していくべきだと思います。

○ 葉山の就労状況を考えると、保育短時間の利用者は多いと思います。保育標準時間の98.3%は高すぎるので、もう少し安く設定するべきだと思います。

○ （保育短時間を保育標準時間の98.3%に設定するのは、）利用時間と負担割合に公平性を欠くのではないかと思います。

（3）当面の葉山町の学童クラブのあり方について

○ 小学校の近くが子どもにとって必ずしも便利なわけではありません。家が小学

校から遠い子もいます。いろいろな見方があると思います。

○ 学校の管理下とそうでないところをどう区別するのか、時間・場所・担当者などについて、丁寧に議論する必要があります。また、小学校の先生にとっては、自分のクラスの子が放課後に残っていたら不安に感じると思うので、教員のメンタル面についても配慮が必要です。

○ 受け入れてもらえる場所があれば、小学校6年生まで学童クラブに入れておきたい家庭はたくさんあると思います。共働きをせざるを得ない家庭もあると思うので、早急に対応していただきたいです。

○ 人材育成についても、大きな課題であるかと思います。

○ 発達につまずきのある子の学童クラブの受入れも、是非検討していただきたいと思います。そうした子の放課後の居場所の確保についても考える必要があります。

6 おわりに

○ 今回は、次年度予算の編成前ということで、新制度の施行準備に重要と思われるものや次年度予算に影響するものに絞って報告を行いました。

○ 平成26年度末には、最終報告として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画20や今後5年間に求められること、また学童クラブの課題解決なども含めた報告を行う予定です。

○ 近年、若い世代の転入や就労世帯の増加、ライフスタイルの変化によって、町内の子育て世帯のニーズは多様になり、子ども・子育て施策については、これまでよりきめ細やかな対応が必要になっています。

○ 町内では、すでに保育園、幼稚園をはじめとした民間団体が、子育て世帯のニーズにあった取り組みを始めています。町がこれから具体的に事業を進めるにあたっては、これらの先行する活動を参考にしながら、民間団体とともに発展していく方法を考えることも大切です。

○ 今回の報告内容について是非ご検討いただき、平成27年度当初予算編成に加味していただけたら幸いです。町長のリーダーシップの下、葉山町の子どもたちのために、より充実した取り組みがなされることを願っております。

20 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、平成27年度～平成31年度の5年間にわたる「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

最終報告 平成 27 年 3 月 27 日 (金)

～今後 5 年間の子育て環境の整備に向けて～

(2) 最終報告の趣旨

- 会議では、新制度の施行にあたり、①現在町で課題となっていること、②今後 5 年間に必要と思われることについて、一つ一つ 整理しながら、丁寧に検討を重ねてきました。
- 今回の最終報告は、葉山町子ども・子育て会議条例第 2 条の規定に基づき、これまで議論した内容について町長へ報告するものです 2。
- 過去に 2 回の報告を行っていますが 3、今回は、新制度の事業の枠組みにあわせて、(1) 教育・保育及び地域型保育事業 (2) 地域子ども・子育て支援事業
- そして、これらの事業を支えるための (3) 保育・子育て支援等の担い手の確保について、特に重要と思われる論点を絞って報告を行います。
- 次頁以降では、これらの論点について、①概要と②今後の方向性の観点から、会議の検討状況を具体的に述べていきます。
- 審議会での検討状況をふまえて、町の子ども・子育て支援施策への反映についてご検討いただければ幸いです。

3 平成 26 年 4 月には、①子どもの遊び場、②放課後の居場所づくり、③子育ての担い手について、現状の課題と望ましい方向性についてまとめた中間報告を提出しています。また、平成 26 年 11 月には、平成 27 年度当初予算編成に向けて、①保育の就労時間の下限、②利用者負担額の設定、③当面の学童クラブのあり方について、対応案をまとめた報告を提出しています。

2 教育・保育及び地域型保育事業について

(1) 保育の必要性の認定について

(ア) 概要

ア 保育の必要性の事由

- 新制度では、これまでの「保育に欠ける」事由 4 (児童福祉法 施行令 27 条) に代えて、「保育の必要性」がある事由 5 (子ども・子育て支援法施行規則) にしたがって、保育の認定が行われます。
- 「保育の必要性」がある事由として、① 就労 ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障害 ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動 ⑦ 就学 ⑧ 虐待やDVのおそれがあること

⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合の 10 事由が定められています。以前から認められているもののほか、これまで自治体の運用で認められてきた事由についても、明文化されています。

○ しかし、保育所を利用する世帯のほとんどが共働き世帯であることは、大きくは変わりません。

イ 認可外の保育施設が果たしてきた役割

○ 町ではここ数年、年度当初に認可保育所で定員を超える受け入れをしてきたため、転入・復職などの理由で年度途中の入所を希望する保護者に対応できない状況が続いていました。

○ また、就労世帯のほかにも、子どもの発達につまずきがあるなどの理由で、自宅でみることが難しいという保育ニーズもありました。

○ これまで認可外の保育施設が柔軟に対応することで、これらの保育ニーズの事実上の受け皿になっていた実情があります。

○ しかし、新制度の施行に向けて、現在、町内の認可外の保育施設は認可化に向けた準備を進めており、平成 27 年度以降は認可を受けた施設・事業者となる見込みです 7。認可化により公的保育のサービス量が増える一方、前述のような柔軟な保育ニーズの受け入れの取組みは難しくなります。

4 児童福祉法施行令第 27 条。「保育に欠ける事由」として、①昼間労働することを常態としていること(就 労)、②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)、③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)、④同居の親族を常時介護していること(同居親族の介護)、⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)、⑥前 各号に類する状態にあること(その他)、が定められていました。

5 子ども・子育て法施行規則(平成 26 年 6 月 9 日内閣府令第 44 号)第 1 条。

6 就労時間の下限は、1 ヶ月 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとされています。葉山町では、葉山町保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則(平成 26 年葉山町規則第 15 号)第 2 条により、就労時間の下限を 64 時間で設定しています。

7 県の基準を満たす認可外の保育施設(認定保育施設)として、町内に風の子保育園とおひさま保育室の 2 つがあります。風の子保育園は平成 27 年 4 月から小規模保育施設、おひさま保育室は平成 27 年 6 月から認可保育所へ移行する予定です。

(イ) 今後の方向性

ア 保育の必要性の柔軟な運用

○ 保育を必要とする子どもに認可保育所など公的保育の枠組みで対応し、サービ

ス量を拡充していくことは望ましいことです。

○ しかし、保育園を利用する必要がある世帯は、就労世帯に限られません。子育てが苦手な保護者もいれば、子どもに発達のおまづきがあり自宅でみるのが難しい場合もあります。

○ 待機児童が多数いる現状 8 では、当面、就労世帯の入所を優先することはやむをえない面がありますが、待機児童が解消された際には、町の裁量で保育の必要性の認定について柔軟に解釈することが望ましいと思われます。

イ 認可保育所の緊急枠の創設

○ また、これまで年度途中の入所希望者を認可外の保育施設が受け入れていた実情をふまえ、認可保育所に特別枠を設け、緊急性の高いケースについては受け入れ可能となるように対応すべきだと思われます。特に、公立保育所でそうした枠を多く設けることが望ましいと思われます。

8 各年度の4月1日時点でみると、平成 24 年度は 26 人、平成 25 年度は 30 人、平成 26 年度は 28 人です。

(2) 幼稚園の認定こども園への移行、預かり保育の充実について

(ア) 概要

○ 町内では、認可保育所の利用希望者が増えていますが、その一方で幼稚園の利用を希望する保護者も多くいます。

○ 平成 25 年 11 月に実施した未就学児童の保護者向けアンケート調査の結果によると、定期的な教育・保育事業の利用について、町内在住の未就学児の6割以上が幼稚園を利用しています。また、今後の利用意向についても、7割近い保護者が幼稚園の利用を希望しています 9。

○ また、町内には、今現在働いていなくても、子どもが3～5歳、または小学生になってから仕事を始めたいと考えている母親も一定程度います 10。幼稚園を利用しつつ、保育の必要性の認定を受けられるくらいの働き方を希望しているのが葉山町に住んでいる母親の特徴だと思われます。

○ こうした状況をみると、子育て世帯のニーズは様々であり、それぞれの事情に応じて適切な機会が得られるように、多様な選択肢を用意することが必要となります。

9 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』40～41 頁、49 頁。定期的な教育・保育事業の利用形態について幼稚園を選択した人が 61.1%

となり、うち3～5歳ではさらに割合が上がります。また、今後利用したい定期的な教育・保育事業の利用意向について、幼稚園を選択した人が67.6%となっています。

10『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』33～35頁。現在就労しない場合の就労希望では、6割以上の母親が将来の就労を希望しています。母親の就労希望形態は、パート・アルバイト等が86.1%を占めています。就労希望時期では、3～6歳未満と6歳以上で意見が分かれます。

(イ) 今後の方向性

ア 幼稚園の認定こども園への移行

○ 現在、町内には5つの幼稚園と4つの保育施設があります11。町内で利用可能な土地が限られており、保育園の増設が難しい状況を見ると、既存の施設を活用して対応することが妥当だと思われます。

○ 幼稚園の認定こども園への移行を促すことは、その一つの解決策になると思われます。①幼稚園の利用希望と②母親の就労希望を両立できる面で有効な解決策であり、町内の幼稚園の認定こども園の移行方策について積極的な検討を行うべきだと思われます。新制度において認定こども園の普及が進められていますが、いまだ不透明な状況も多く、適切な情報提供が必要です。

イ 幼稚園の預かり保育の充実

○ また、諸事情により認定こども園への移行が難しい幼稚園もあります。そうした場合、幼稚園の長期休み中の預かり保育を充実することで、保護者に対する同様の支援を行うことが望ましいと思われます。

○ 預かり保育の実施については県の補助がありますが、町独自での取り組みも必要だと思われます。すでに他の自治体では、幼稚園の預かり保育に対して独自に助成を行うなど12、保護者の多様なニーズに応える取り組みが行われています。こうした事例を参考にして、まずは保育を必要とする園児（2号認定相当）を対象とした取り組みを始めるべきだと思われます。

11 幼稚園は、あおぞら幼稚園、あけの星幼稚園、どれみ幼稚園、御国幼稚園、明照幼稚園の5つです。保育施設は、認可保育所として葉山保育園、葉山にこにこ保育園の2つ、認定保育施設として風の子保育園、おひさま保育室の2つ、計4つです。このほか平成27年度に新しい認可保育所が開設される予定です。

12 県内では、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、厚木市などで預かり保育に関する独自の補助が行われています。

(3) 家庭的保育事業（保育ママ）の実施検討について

(ア) 概要

- 保育ニーズには基本的に認可保育所で対応すべきですが、町内の0～2歳の保育ニーズが極めて高いことをふまえ、特に0～2歳を対象とした地域型保育事業の実施について検討することが必要と思われます 13。
- 地域型保育事業には、①家庭的保育事業、②小規模保育事業、③事業所内保育事業、④居宅訪問型保育事業の4つの類型があります 14。なかでも、町内の潜在保育士の活用につながり、担い手が期待できる家庭的保育事業から取り組むことが妥当と思われます 15。
- 家庭的保育事業は、以前から児童福祉法で位置付けられている公的な保育サービスであり、すでに全国的に様々な自治体で実施されています。

13 0～2歳の待機児童が多いのは全国的な傾向です。こうした事態に対応するため、新制度では新たに市町村の認可事業として、0～2歳を対象とし、定員が19人以下の地域型保育事業を設けています。

14 ①家庭的保育事業は、「保育ママ」とも呼ばれ、家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業です。②小規模保育事業は、少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。③事業所内保育事業は、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業です。④居宅訪問型保育事業は、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

15 原則として保育士資格をもち所定の研修を終了した者が家庭的保育者となります。面積要件等ではありますが、保育室は保育者の自宅やマンション・アパートの一室などを活用することができます。

（イ）今後の方向性

- 葉山町では、平成26年10月に家庭的保育事業の設置及び運営に関する基準を条例で定めており 16、事業を実施するための最低限の条件は整っています。
- まずは、県内自治体の先行事例を参考にしながら 17、葉山町においても家庭的保育者の養成研修の実施について早急に検討を開始することが必要と思われます。
- また、事業の実施の際は、担い手を着実に増やすため、施設整備面での支援策についても検討が必要です。
- なお、事業の性質上、家庭的保育事業は閉鎖的な空間で少人数での保育となることから 18、安全性の確保についても十分に検討することが必要となります。

16 葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年葉山町条例第8号）。

17 県内では、横浜市、川崎市、相模原市など政令指定都市のほか、近隣でも、横

須賀市、鎌倉市、藤沢市などで実施されています。

18 家庭的保育者1人に対し3人の子どもを保育することが認められています。補助者をつけた場合は、家庭的保育者・補助者あわせて2人に対して5人の子どもまで保育が可能です。

(4) 保育料の見直しについて

(ア) 概要

○ 新制度における教育・保育の利用者負担額は、国の定める基準額を上限として19、実施主体である市町村が設定することとされています。

○ 新制度の施行準備にあたって、市町村が新たに設定する利用者負担（保育料）は、（1）教育標準時間認定（新制度移行の幼稚園）の保育料（2）保育認定（保育所）の保育標準時間の保育料（3）保育認定（保育所）の保育短時間の保育料の大きく3つです。

○ 国の動向に不確定要素が多く、また短期間での準備となることから、葉山町では、現在の利用者の負担が激変しないことを重視し、現行の幼稚園・保育所の利用者負担額をもとに設定を行いました²⁰。

○ 具体的には、（1）教育標準時間認定については、国基準から就園奨励費²¹の町独自助成分を差し引いた額に設定する

19 平成27年1月23日地方自治体担当者向け説明会資料「資料2-4平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担（月額）」。最終的には、子ども・子育て支援施行令の一部改正により、利用者負担の上限額、多子軽減の対象、施設型給付費等負担対象額などが定められる予定です。

20 葉山町教育・保育給付にかかる利用者負担額に関する条例（平成27年葉山町条例第5号）第2条。町の上限額を条例で定め、所得階層ごとの金額などは規則で定めています。

21 現行の幼稚園の利用者は、世帯の所得状況に応じて保育料等の一部が減免（補助）される就園奨励費制度があります。葉山町では、文部科学省の定める減免（補助）限度額に加えて、町上乗せの補助をしています。

（2）保育認定の保育標準時間については、現行の町の保育料をそのまま採用する、（3）保育認定の保育短時間については、保育標準時間の保育料に98.3%（国の定めた割合）をかけた額に設定するという考え方で設定を行っています。

(イ) 今後の方向性

○ しかし、今回設定された利用者負担額では、①幼稚園利用者と保育所利用者の負担割合²²や②保育短時間認定の保育料²³について、利用時間数等で比較した場

合の不均衡な状態が残っています。

○ また、他自治体では、所得階層をより細分化したり、低所得者への対策を講じるなど、よりきめ細やかな対応を行っているところもあります。

○ こうした点をふまえると、町の利用者負担の設定については再検討の余地が残っており、十分な説明や意見聴取の機会を設けた上で、見直しを行うことが望ましいと思われま

22 現行の町の保育料は、児童の年齢や所得階層により差がありますが、国の基準の約7割に設定されており、国基準額との差額を町が追加負担（軽減）しています。これに対して、幼稚園の就園奨励費の町上乘せ分は年間9,000円（1ヶ月あたり750円）となっており、保育所保育料に比べると、利用者にとって少ない額になっています。

23 保育標準時間認定の人が最大1日11時間まで利用できるのに対し、保育短時間認定の人は最大8時間までの利用となります。国は保育にかかるコストを考慮し、保育短時間認定の利用者負担額を保育標準時間認定の98.3%と設計しています。

2 地域子ども・子育て支援事業 24 について

(1) 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について

(ア) 概要

○ 子育ての孤立を防ぎ、子育ての不安感や負担感を減らすためには、子育て中の親子が気軽に集い、相談や情報交換ができる場所をつくることが有効です。

○ 国ではこうした点を重視し、新制度において、地域子育て支援拠点事業の拡充や新たに利用者支援事業を創設しています 25。

○ 葉山町では、これらの機能をこれまで子育て支援センターや児童館が果たしてきたと考えられます。

24 「地域子ども・子育て支援事業」は、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、市町村が地域の実情に応じて実施していく事業の総称です。「一時預かり」や「地域子育て支援拠点事業」、「放課後児童クラブ」など13本の事業があり、地域の様々な子育て支援を充実していくことを目的としています。

25 「利用者支援事業」は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。子育て家庭がそれぞれのニーズに合った支援が受けられるように、新制度において新しく創設された事業です。利

用者支援事業の先行事例として、松戸市「子育てコーディネーター」（身近な地域の拠点で実施）や横浜市「保育コンシェルジュ」（区役所内で実施）があります。

（イ）今後の方向性

- これらの事業は、事業の性質上ニーズ量が見込みづらく、また単純なサービスの拡充で対応できない難しさがあります。
- 当面の対応としては、これまで様々な相談や情報提供を行ってきた子育て支援センターの機能を拡充することが現実的と思われます。
- 一方で、インフォーマルな人のつながりが果たす役割も無視できません。お互いの知識や経験を共有することで、思いがけず悩みが解消されたり、必要とするサービスにつながることもあります。子育て中の保護者や支援者が広くゆるくつながることができる場づくりも重要と思われます。
- 例えば、町内では、民間団体や自治会がサロンを提供したり、親子で集まれるイベントを行うなど、すでに様々な活動が進められています。そうした事例も参考にしながら、当事者が自主性を損なわない形でつながりの持てる機会をどのように設定できるか検討してもよいと思われます。
- 既存の制度の枠組みにとらわれず、引続きよりよいあり方を考える必要があると思われます。

（2）病児・病後児保育事業の実施検討について

（ア）概要

- 現在、葉山町では病児保育は実施されていませんが、就労世帯を中心に一定のニーズがあり、保護者の不安感を取り除くために実施に向けた検討が必要な状況となっています。
- 平成25年11月に実施した未就学児童の保護者向けアンケート調査の結果では、病児・病後児保育について、利用したい人と利用したいと思わない人がそれぞれ半数ずつに分かれています²⁶。
- また、病児・病後児保育を利用したい人の中で望ましい事業形態について聞いたところ、施設（保育所）に併設する形と小児科に併設する形と支持する人がそれぞれ同じくらいいます²⁷。
- しかし、他人に看てもらうことが不安なために、病児・病後児保育を利用したくないと考える保護者も一定程度います²⁸。ニーズはあるものの、保護者によって考え方が様々であり、対応策を考えるにあたって非常に難しい事業です。

²⁶ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』67頁。子どもが病気で親が休んだとき病児保育を利用したいと思ったかという質問に対し、

利用したいが 47.5%、利用したいとは思わないが 52.5%となっており、意見が分かれています。

27 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』68 頁。病児保育の望ましい実施形態について、施設（保育所）に併設する形が 72.4%、小児科に併設する形が 71.5%となっています（複数選択可）。

28 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』68 頁。病児保育を利用したくない理由として、他人に看てもらうのは不安が 66.9%、親が仕事を休んで対応するが 55.1%となっています（複数選択可）。

（イ）今後の方向性

○ 現行の国の制度では、病児・病後児保育について、①病児対応型・病後児対応型、②体調不良児対応型などの枠組みが用意されています 29。

○ 現在、葉山町では、ファミリー・サポート・センターで病後児保育が一部実施されていますが、病児・病後児保育は、公的な施設で対応することを基本とすべきと思われまます。

○ 当面の対応としては、病児を安全に預かれる体制を重視し、医療機関（小児科）に併設する形が妥当と思われまます。

○ しかし、病児保育についてはコスト面で撤退をした事例なども出ており、実施の際は、費用対効果なども考慮した上で慎重な検討が必要です。

○ なお、本来、病児にとって望ましいのは、親が家庭で子どもを看ることであり、子育て世帯に対して、そうした理解を促すことも重要と思われまます。

29 ①病児対応型・病後児対応型は、地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

②体調不良児対応型は、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対して保健的な対応を行う事業です。

（3）一時預かり事業の拡充、ファミリー・サポート・センターについて

（ア）概要

○ 大事な用事を済ませたり、リフレッシュするために、子どもを一時的に預けることは保護者にとって貴重な機会です。特にきょうだいの多い葉山町では、学校行事を含め何かと用事が多くなる傾向にあり、一時預かりのニーズは非常に高いです 30。

○ 平成 25 年 11 月に実施したアンケート調査の結果でも、子育てをする上での周囲からのサポートとして、一時預かりの充実を求める声が多数あります 31。

○ 保護者の子育ての負担感や不安感を和らげる意味からも、理由を問わずに子

もを預けることができる選択肢を増やすことは望ましいことと思われま

○ 現在、町内では子育て支援センターで一時預かり事業が行われていますが、利用枠が少なく、キャンセル待ちの状況が続いています。

○ また、地域住民が子どもを預かる相互援助活動のファミリー・サポート・センターについても、子どもを預けたい依頼会員は増加傾向にありますが、支援会員として活動できる人は限られている状況です。

30 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』12 頁。自由意見で、きょうだいが多くて困ることについて、子どもの日常生活上の問題や子どもの預かり先などをあげた方が多くいます。

31 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』19 頁。子育てをする上での周囲からのサポートについて、自由意見 547 件のうち、一時預かりの充実を求める意見が 161 件を占めました。

(イ) 今後の方向性

○ 一時預かりの数が絶対的に不足しています。当面は、待機児童の解消に力が注がれることはやむをえませんが、利用を求める声が多いことをふまえて、早急な実施努力が必要です。

○ 現行の子育て支援センターの一時預かり事業のほか、①幼稚園の預かり保育の充実、②保育所での一時預かり事業の実施などで、徐々に一時預かりの利用枠を広げていくことが必要です。極めて高いニーズに応えるために、町独自の財政的支援も必要と思われま

○ また、ファミリー・サポート・センターについては、①支援会員の養成を続けるほか、②依頼会員との適切なマッチングを行うことも重要となります。しかし、ボランティア活動であることを前提として、会員に対して過度な負担にならないように十分配慮する必要があります。

○ なお、近年、子育てしたくない、あるいは自分のことを大事にする親が増えていとも言われています。一時預かり事業を充実する一方で、保護者がきちんとした子育ての力をつけるために、身近な場所で子育てについて助言できる体制を整えることも必要と思われま

(4) 放課後児童クラブ(放課後子ども教室)のあり方について

(ア) 概要

○ 葉山町では、町直営の学童クラブが設置されていますが、①預かり時間が短い、②おやつが持参である、③児童館との区別がつきにくい(指導員・スペース)などの課題があります。また、児童館から離れた場所に住んでいる人には、安全面や子

どもの負担の観点から利用することが難しくなっています。

○ これらの課題を解消するために、この会議では、平成 26 年 11 月に、①民間団体の活用と財政的支援、②学童クラブの設置場所の見直し、の 2 点について提言を行ったところです 32。

(イ) 今後の方向性

○ 今後、学童クラブについては、児童館との分離を基本として、民間団体による運営を進めていく方向が望ましいと思われます。担い手の広がり期待できるほか、保護者に対して多様な選択肢を用意することにつながります。

○ また、民間学童クラブの運営を軌道にのせるために、町直営の学童クラブは将来的に廃止の検討を行うこととなります。廃止にあたっては、利用者に不利益がでないように、保護者のニーズをしっかりと見極めた上で判断する必要があります。

○ なお、放課後子ども教室についても、一定のニーズがあることをふまえ、場所・人材など町内の社会資源について十分考慮した上で、実施に向けた検討が必要だと思われます 33。

32 この提言を受けて、平成 27 年度当初予算案に、①民間学童クラブに対する補助金と②小学校の学童クラブ改修工事の予算が計上されています。

33 学童クラブと放課後子ども教室の整理は各自治体で異なり、例えば、横浜市では両者の一体型を推進し、逗子市では両者の分離を基本としています。

4 保育・子育て支援等の担い手の確保について

(1) 概要

○ 前述した様々な事業を着実に実施し、子育て支援サービスを利用できる環境を整えるためには、その担い手となる人材を確保することが前提となります。

○ 例えば、保育園の運営には、保育士、栄養士、調理師、看護師など様々な職種が必要です。なかでも保育士の人材不足は全国的な課題となっており、葉山町でも今後不足することが予想されています。現に、町内の保育園では、すでに人材確保に苦慮する状況が続いています。

○ また、学童クラブについては、新制度の施行により指導員の資格に一定の水準が求められるようになり 34、今後人材育成が課題となります。

○ 地域住民が子どもを預かる相互援助活動のファミリー・サポート・センターについても、子どもを預けたい依頼会員は増加傾向にありますが、支援会員として活動できる人は限られている状況です。

○ 総じて、保育・子育て支援等の担い手不足が深刻になっています。今後、町内の子育て支援サービスを拡充していくことを考えると、担い手の確保は、町にとつ

て喫緊の課題であると言えます。

34 葉山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年葉山町条例第 18 号）第 11 条に、職員に関する要件が定められています。「児童の遊びを指導する者」に相当する資格を有しているほか、都道府県で実施する研修を受講することが必要となります。

（2）今後の方向性

○ すでに国や県で様々な取組みがされていますが 35、町独自の人材確保策についても早急に検討を進める必要があります。例えば、他の自治体では、①ホームページで保育士の募集状況を掲載する 36、②広報紙で特集を組むなど、費用をかけた取組みが行われています。

○ 葉山町でも、立地的に不利な条件をふまえた上で、何らかの対応策を考える必要があると思われます。町から積極的な呼びかけを行うほか、町内の事業者と協力しながら、地道に、少しでも有効と思われる取組みを実践していくことが重要と思われます。

35 例えば、新制度では、賃金の引き上げなど保育士の処遇改善が導入されています。平成 27 年 1 月には、国で新たに「保育士確保プラン」がまとめられています。また、都道府県が設置する「保育士・保育所支援センター」の一部では、潜在保育士の活用のために、実践的な研修の実施や再就職のコーディネートなどが行われています。神奈川県では、平成 26 年 1 月に「かながわ保育士・保育所支援センター」が開設されています。

36 例えば、横浜市では、市のホームページで市内の保育所等の求人情報を掲載しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/hoikuseido/hoikukyuuujin.html>

5 その他の意見

前述の論点に関するその他の関連意見を参考に紹介します。

（1）教育・保育及び地域型保育事業について

（ア）保育の必要性の認定について

○ 子育てが苦手というお母さんもいます。保育に欠けるわけではないですが、本当に子育てが苦手で、みんなと一緒に育ち合いたいという人も入れる制度になってほしいと思います。

○ 新制度になってこれまでに比べて保育所に入りやすくなるのはわかります。し

かし、発達面に不安がある子や子育てが難しいお母さんの受け皿は用意されていないままで、就労世帯中心の制度になっていくのは不安があります。

○ 保育が必要だと決めるときに、その他市町村が認めた場合があります。ここがすごく大切です。発達につまずきがあるとか、お母さんの子どもとの関わり方が大変だとか、体の調子がちょっと大変だとか、そういうものを市町村がどこまで認めていくのか。現在、その受け皿を民間が受けていることが多いです。これから、ここの幅がもっと広がっていくとよいと思います。

○ 年度途中で申込みをする人はいろいろな意味でリスクの高い子であることが多いです。このまま現状の形が続いて、ファミサポの支援会員さんや今後広がる保育ママさんが受け皿になるのはこわいです。そうした子はしっかりとした環境で預かりたいです。緊急枠を用意することは必要だと思います。

(イ) 幼稚園の認定こども園への移行、預かり保育の充実について

○ 幼稚園でもいわゆる専業主婦は減っています。仕事をもっているお母さんの方が主流で、もっと働きたいけれど、夏休みなど長期休みがネックになっています。

○ 保育園に入れなくて、幼稚園にお子さんを入れたお母さんもいます。どの年齢層でも保育ニーズは高いと思います。

○ 3～5歳は幼稚園と保育所をあわせると飽和状態になっているとのことですが、幼稚園に行っている子のお母さんは夏休みに仕事ができないことがネックになっています。子どもの休みにあわせて、夏休みのとれる仕事は普通ありません。数的に足りているから、3～5歳は現状でよいという方向には行かないでほしいです。お母さんが自由な選択をできる幅をもたせてほしいと思います。

(ウ) 家庭的保育事業（保育ママ）の実施検討について

○ 家庭的保育事業は、町内でもおじいさんおばあさん世代でやりたい人がいると思います。

○ 実際に活動するにあたり、1人あたり3.3平方メートルの保育室を確保しなければならないことがネックになります。家庭的保育事業をやりたい人はいると思いますが、場所など設備面の支援がないとなかなか広がらないと思います。

○ 何人候補がいたら研修を実施しますというやり方では、なかなか始まらないのではないかと思います。保育ママの研修をしますが、やりたい人はいますかという聞き方をしないと、関心がある人でも手を上げづらいと思います。研修の実施準備の議論をまず進めるべきです。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

(ア) 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について

- 利用者支援事業で想定しているものは、引っ越してきた身としてはやってほしい内容です。子育て支援センターも場所がわからないので、できれば役場の窓口に機能をおいてほしいです。葉山は転入者が多いので、利用者も多いと思います。
- 役場には必ず行くので、利用者支援事業の機能は役場に置いた方が効果的だと思います。ただし、その場合は、細かい情報まで提供できるかが重要です。公的なところが担っても、得られる情報が少なければ満足度は低いです。お母さんはインターネットである程度の情報は持っていて、個別具体的なことを知りたいと思っています。
- 長柄地区にもぼけつのような拠点が必要だと思います。
- 新米お母さんたちが気軽に集えて、アドバイスが得られるような拠点として、町がサポートできればよいと思います。様々なイベントが提供されるとよいと思います。
- 人がつながるためには、拠点となる場の提供が大変重要なポイントであると思います。また、各機関の利用率を上げようとするのであれば、まずは利用時間を広げるなどの工夫は必要かと思っています。

(イ) 病児・病後児保育の実施検討について

- 現在、ファミリー・サポート・センターで病後児保育を行っていますが、病児・病後児を一般の主婦に負わせるのは非常にリスクが高いです。やはり病児保育は、公的な施設で対応すべきだと思います。
- どこまでが病児かきちんと線を引かないと預かる側も影響を受けます。具合が悪いから預けるのではなく、病気の際は基本的に親が面倒をみるべきだと思います。

(ウ) 一時預かり、ファミリー・サポート・センターについて

- 子育て支援センターでファミサポや一時預かりをしていますが、預かりを求める人がとても増えてきました。スタッフでどのように対応するか頭を抱えている状況です。預かれる人がいないと言うことは簡単ですが、支援できないと断りを入れたとき、その家庭はどうなってしまうのでしょうか。自分で決められない人が多くなってきたと感じています。そうした面にも向き合わないと変わっていかないのではないのでしょうか。
- ファミサポの料金は1時間 700円か 900円ですが、今の最低賃金は1時間 887円で、パートに出る場合に使うとそのほとんどが消えてしまいます。利用会員が生活保護やひとり親の場合などは、料金を半減している市町村もあります。葉山町でもそうした対応はできないのでしょうか。今は一番困っている人が使えていない状況になっています。

○ ファミサポの事務局は子育て支援センターの中にありますが、ファミサポの利用者は子育て支援センターの利用者と異なることもあるので、行きづらい人もいるのではないのでしょうか。他の人に見られることに抵抗のある人もいます。頼みに行くことのプライバシーが確保されることが望ましいと思います。

(エ) 放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方について

- 学童クラブに第三者による評価制度を設けてはどうでしょうか。
- 最近の小学校高学年の子どもをねらった事故発生の中で、小学生については、個人差を考慮して、全学年を対象とすることが望ましいと思います。
- 小学校4年生以上の一時学童クラブや長期休み学童クラブなどを実施することはできないでしょうか。
- 保育園は公立・私立の区別なく同じ保育料をとっています。サービスに対して必要なお金を払うのが基本のはずです。町直営の学童クラブは今無料ですが、将来的に町内で同じ水準のサービスと料金体系を考えていくべきだと思います。
- 学童クラブの子は家に誰もいないので、帰る場所が必要になります。それが子どもの心の栄養につながります。学童クラブが必要なお子さんは特別な支援が必要な子であるということ を認識してほしいです。
- 親が働いている子だけ残るのではなく、みんなが利用してもらえるようにしてほしいと思います。留守家庭児だから預かる というのではなく、子どもの中でも差別がないような状況ができれば理想だと思います。
- 低所得世帯層等の子どもたちの放課後の居場所づくりは、子どもの貧困対策をしっかりとふまえて進めてほしいです。子どもたちの居場所に大きな格差が生じてしまうような支援とならないよう、町で利用調整を行うなどの対策は必須かと思えます。

(3) 保育・子育て支援等の担い手の確保について

- 保育の担い手、潜在保育士、保育ママ、保育サポーター、ベビーシッターなどすべて有償で募集の呼びかけが必要です。
- ベビーシッターの事件があり、安易に担い手が広がることには 危惧しています。担い手の確保とあわせて、専門性を高めていくことも重要です。
- 各家庭が必要とする支援は様々です。それに対応できるのは、 制度で守られたとしてもそこに携わる「人」次第ということになると思います。

6 おわりに

○ 葉山町に必要なことは何か。時に熱く、時に慎重に検討を重ねてきました。何回か委員の交代はありましたが、この町をよくしたいという気持ちは、皆同じでし

た。

○ おおむねすべての事業について議論できたと思います。しかし、葉山町の特徴と思われる①転入者の多さ、②きょうだいの多さ、③持ち家率の高さなどから生じる子育ての課題については、課題として認識していたものの、それをふまえた有効な対応策を得る ところまでは到達できませんでした。今後の検討課題と思います。

○ この会議では、会議が主体となって自主的な勉強会を行うなど 様々な活動に取り組んできました。こうした活動は審議会としては異例だったかもしれません。しかし、活動を通してこの町の 様々な可能性を感じることができました。

○ 子育てで得られるつながりは多様で幅広く、そのネットワーク は地域社会の基盤になりうるものだと思います。こうしたつながりは、今後町をよりよいものにするために、欠かせないものではないでしょうか。

○ 今回の報告内容について是非ご検討いただき、今後の町政に反 映していただけたら幸いです。葉山町の子どもたちのために、そしてこの町の未来のために、より一層の取組みがなされることを願っています。

○ このような機会を与えていただいたことを委員一同感謝して います。ともによい町にしていましょ。ありがとうございました。

あとがき（委員の想い）

2年間、会議の運営に関わった委員の感想などをまとめました。

次世代育成支援対策地域協議会から引続き委員を務めてきました。今回の会議は、子育て当事者が委員として参加し、発言も多く、自 主的な打合せをしたり、積極的な姿勢を強く感じました。葉山の人口、その構成、そして環境が、現在の子育てのモデル地 域として、県ひいては日本の方向性を見出せるのではないかと常々思っています。情報過多の殺伐とした社会、子どもに関する陰湿な 事件など子育てをするのに消極的にならざるを得ない昨今です。私たち委員は真摯に議論し、わが町を子育てしやすい町にしよう と努力してきました。議論半ばの面もあるかもしれませんが、現実 に子育て中の方が多数いる現状をみると、この会議から提案され た実行すべきこと、実行可能なことをまず実行に移し、問題が発生 した時点で逐次解決するという方向に進むべきだと思います。 子どもたちは成長し、明日のわが町を背負ってくれる人たちです。先延ばしにしないで、まず実行あるのみ。私たちの宝を地域のみん なで育てたいものです。

委員になって、はじめは何をするのか、何をしたらよいのかもわからず、毎回送られてくる多くの資料に目を通し、会議や資料に出 てくる聞きなれない言葉を理解することからのスタートでした。各委員（前委員）の皆さん、町の関係者の方にも恵まれ、会議以 外での勉強会、イベントと一緒に参加し、多くの協力と関わり

をもてたことがよかったです。そして、町と町民が同じ課題に取り組み、どう解決していくか話し合う中で、発想豊かな考えや個々の得意分野、経験談がたくさん聞けたことが、私自身とても勉強になりました。町民の方たちは、この葉山町にとって大事な財産だと思います。今後もこの財産の声を出せる場とその声を町政に反映できる場をみんなで作っていく必要があると感じました。

今までの型どおりの会議とは違い、自主打合せで会議だけでは討議しきれない内容を話し合い、会議主催の勉強会を開催するなど、委員や町民の意見を少しでも吸い上げようという子ども育成課の意欲を感じました。新しい制度をどう生かしていくのか、困っている人たちにどうつなげていくのか、課題はまだありますが、少しでもこの会議で話し合ったことが役に立てばよいと思います。新しくつくることだけでなく今あるものを生かしながら、また行政だけでがんばらず民間や地域と協力しながら、求めるだけでなく感謝の気持ちを忘れず、そして、地域や現場の声を県や国へ発信して政策づくりに生かしていける、そんな会議であってほしいです。多くの方との新しい出会いに感謝します。事務局の方々、お疲れ様です。ありがとうございました。

子ども・親・育成者みんなが笑顔で子育てできる葉山になるように、微力ながら子育て経験を生かし、次の世代に何か残すような活動になるとよいと思っています。実際に会議に参加したところ、当事者である私たちの要望は多岐にわたり、また、地理的な条件による環境の違いも同じ町内で様々でした。それをまとめる行政の大変さもよく理解することができました。この活動を通して、町と当事者である私たちの協働は必須であり、歩み寄り、一緒につくりあげる活動が今後多く始まるとよいと思っています。

委員になって感じたのは、皆さんが子どもたちの保育にいろいろな考えをもって参加していることです。今は親も一緒に育っていかないと、悲しい事件や事故など様々な問題が起こってしまう世の中です。残念に思います。子どもを守るためにどんなことが必要か、またそのために大人が何をしてあげられるのかをいろいろと考える機会になりました。葉山町が将来を担う子どもたちを大事に育てていこうと試行錯誤しているのも感じとれ、よい機会をつくっていただけたと思っています。ありがとうございました。

「葉山に来てよかった！」心からそう思えるために、私の無謀な挑戦は始まりました。「あれがない、これがない」という不満、「こうしてほしい、ああしてほしい」という勝手な要望、誰に話しても「どうせ無理だよ」という答え…。不満を言っても変わらない。あきらめたら始まらない。「どうにかしたい、何かできないか」という思いで参加させていただいた会議です。まだ何もできていないかもしれませんが、でも今、あきらめから希望へとシフトしつつあります。それは未熟な私を受け入れ

てくださった町の方とメンバーの皆様のおかげです。ありがとうございます。そして、これからもがんばります。末端の意見を反映させるために。「できない、やらないの葉山」から「やってみようの葉山」へ！「変えること、変わることを恐れない、進化する葉山」へ！期待しています。

ようやく具体的な施策が目に見えてきました。これらの計画案は 一見様々なことが叶うかのようにみてとれ、「これが現実に行われた なら、たくさんの親子が救われ、元気になれるのだろう。」と期待が ふくらみます。しかし、本当に親と子に寄り添った有効な支援ができるのは、そこに携わる「人」です。一人一人に必要な支援は何かを、心をかけ 時間をかけていかなければ結果は出ません。これまでの経験から、それは制度によって守られることもあれば、制度によって身動きがとれなくなってしまうこともあります。制度 が整えば確実に可能性は広がるとは思います。本当に「親子を支える」ということがどういうことなのかをしっかりと考え、同じ葉山の 町で活動する立場の我々が共通理解を深めていくことが大事なのではないかと思っています。また、そのためには、制度は固定的なものではなく、臨機応変に対応できるようなものでなければならぬと 思います。計画を立てて満足することなく、それをいかに有効に活用していくかを考え、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。